

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等
において協議が調っていることの証明書

令和8年7月 日付け千曲市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

(1) 新設する路線

路線名：五加戸倉線

運行の態様：定路定期運行

運行委託事業者：有限会社 ワイズ・ホーク

(2) 廃止する路線

路線名：五加戸倉線

運行の態様：定路定期運行

運行委託事業者：有限会社 信州観光バス

※五加戸倉線について令和8年10月1日より有限会社信州観光バスから有限会社ワイズ・ホークに運行委託事業者が変更。

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

五加戸倉線（屋代駅～磯部ミニ公園）

冬期限定便（小船山公民館～戸倉駅）

※別紙路線図参照

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

特記無し

令和8年7月 日

千曲市地域公共交通活性化協議会
会長 宮尾 憲夫